

資料2

「八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(案)」について

1. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) とは

こどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に、対象の子どもが保育所・幼稚園等を利用することができる事業をいう。

対象:0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども(親の就労要件は問わない)
利用時間:月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用可能

2. 条例制定の経緯

- 国の「こども未来戦略」(令和5年12月)において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として創設された。
- 本市は令和5年度に国の試行的事業を実施し、令和6年度からは東京都の「多様な他者との関わりの機会創出事業」を活用して14施設で実施した。令和7年度は事業を拡大し、33施設で実施予定。
- 令和7年度以降は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法で制度化され、各自治体での事業実施にあたっては、国の定める認可基準に基づく条例制定が必要。

3. 基準条例の概要

(1)条例制定における基本的な考え方

国基準の各規定は児童福祉法の基本理念に則したものであり、本市条例については、国基準と同様の内容を基本とし、(3)に示す一部の事項は国基準に追加して規定する。

(2)国基準の主な規定内容

- ◆乳児等通園支援事業者の一般原則(第5条)
- ◆安全計画の策定(第7条)
- ◆乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件(第9条)
- ◆衛生管理等(第14条)
- ◆食事(第15条)
- ◆乳児等通園支援事業の区分(第20条)
- ◆設備の基準(第21条)

(3)国基準との相違点

(※は努力義務)

基準項目		こども誰でも通園制度		保育所 (参考)
		国基準	市基準	市基準
乳児室の面積	0・1歳児	1.65㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
ほふく室の面積		3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
保育室又は遊戯室の面積	2歳児以上	1.98㎡/人	1.98㎡/人	1.98㎡/人
虐待防止研修の実施等		×	○	○
外部研修の機会の確保		×	○	○
※障害者雇用の促進及び障害者就労施設等からの物品等の優先調達		×	○	○

4. 今後のスケジュール

時期	内容
令和7年(2025年)10月	条例公布・施行(予定) 基準条例に基づく事業認可の申請受付
令和8年(2026年) 1月	認可部会で認可について諮問
4月	国制度(認可)へ移行、事業開始